

# 産産・産学連携研究開発支援補助金

民間企業、大学、公的研究機関等が有する研究成果や技術を活用し、技術開発や共同研究等の連携を行う市内のものづくり中小企業等に対し、事業連携に要する経費の一部を補助することにより新たな新事業創出を目的とする。

## 制度の概要

### 【主な補助条件】

1. 法人の場合、市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者等であること。  
個人事業主の場合、市内に住所及び主たる事業所を有すること。
2. 製造業又は情報通信業(ソフトウェア業に限る。)を営んでいること。
3. 申請時点で市内において1年以上事業を営んでいること。
4. 市税の滞納がないこと。
5. 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
6. 所在地をバーチャルオフィスとしている企業でないこと。
7. 事業連携を行う中小企業者等の代表者がそれぞれ異なること。
8. 申請者は同一年度において補助金を申請していないこと。
9. 市ホームページにおいて事業連携結果を公開することに同意すること。

### 【対象経費】

事業連携へ向けた事業に要する経費

(設備等購入・賃借費、原材料費、印刷製本費、広告掲載費、市場調査費、検査・分析費、試験費、技術指導等に要する経費、試作品製作費、産業財産権の導入に要する経費・外注費)

※申請年度の3月19日までに支出完了可能なものに限る。

※領収書宛名は申請者であることが確認できるものに限る。

### 【対象外経費】

1. 既に研究開発が完了しているとき。
2. 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき。
3. 生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるとき。
4. 製品の量産化に過ぎないとき。
5. 同一の事業内容について、既につくば市又は他の公的機関等からの同一経費に関する助成を受けている、又は助成について採択が決定している場合
6. 連携する事業者が受発注の関係にある場合
7. 親会社、子会社、グループ企業等関連会社との取引の場合

### 【補助率・補助金額】

補助率：2/3 補助限度額：500,000円

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

## 申請手続

令和8年4月15日から令和8年6月26日までの間に、申請書及び以下の添付書類を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。

### 添付書類

- 事業計画書(様式は市HPに掲載)
- 補助対象経費に係る見積書
- 申請者の履歴事項全部証明書の写し(3か月以内発行のもの)又は個人事業の開業届書の写し
- 申請者の定款又は規約の写し(法人の場合に限る。)
- 申請者の最新の決算書の写し(個人にあっては確定申告書の写し)
- 事業連携を行うすべての中小企業者等の名簿及び事業参加への同意書
- 申請者の市税に滞納がないことを証する書類の写し(申請日以前30日以内発行のもの)

その他、審査過程で追加書類を求めることがあります。

**※事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。**

## 補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします。

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は申請年度の3月19日いずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。  
**※提出期限までに提出できない場合は、補助金の支払いができなくなりますので注意してください。**
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金につくば市補助金等交付適正化規則及び令和8年度つくば市産産連携補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。

※ 公平・公正な審査を実施するため、対象経費や審査結果等に関するお問い合わせには一切お答え致しかねます。補助金要項のとおりご自身でご判断ください。

▼申請書類は、つくば市HPからダウンロードできます。



☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで  
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係  
TEL:029-883-1111(代表) e-mail:eco051@city.tsukuba.lg.jp  
住所:つくば市研究学園一丁目1番地1